

令和4年度第1回 奈良構想区域 地域医療構想調整会議

日時：令和5年3月2日（木）15時～
※オンラインによる開催

次 第

- 1 報告等
地域医療構想実現に向けた奈良県の取組及び国の動向
奈良県の医療提供体制の現状
- 2 具体的対応方針について
前回までの議論の振り返り
再検証対象病院の具体的対応方針について
病院意見交換会・中央協議会でのご意見
各病院の具体的対応方針について
医療法人応篤会 病院の改修及び新築計画の進捗状況
- 3 本日の議論と具体的対応方針の了承について

【配付資料】

委員名簿

奈良県奈良構想区域地域医療構想調整会議規則

資料1-1 地域医療構想実現に向けた奈良県の取組（現在地と今後施策）

資料1-2 国の動向について

資料1-3 奈良県の医療提供体制の現状

資料2-1 具体的対応方針について

資料2-2 「病院の改修及び新築計画について」に関する進捗状況報告
（医療法人応篤会提出資料）

資料3 本日も議論いただきたい内容

別冊資料 令和4年度 地域医療構想における具体的対応方針

参考資料1 関連する厚生労働省通知

委員名簿（奈良構想区域 地域医療構想調整会議）

（五十音順・敬称略）

氏名	フリガナ	所属・職	備考
北神 敬司	キタガミ ケイジ	奈良県医師会理事	
国分 清和	コクブ キョカズ	奈良市医師会会長	
佐藤 敏行	サトウ トシユキ	奈良市保健所所長	
島 勝紅	シマ カツコ	奈良県訪問看護ステーション協議会常務理事	
下川 充	シモカワ ミツル	市立奈良病院院長	
高比 康臣	タカヒ ヤスオミ	西の京病院会長	
塚口 勝彦	ツカグチ カツヒコ	奈良春日病院院長	欠席
仲川 げん	ナカガワ ゲン	奈良市長	欠席
中栖 光啓	ナカス ミツヒロ	奈良県薬剤師会理事	
中村 亨	ナカムラ トオル	健康保険組合連合会奈良連合会理事	
林田 和美江	ハヤシダ トミエ	奈良県看護協会奈良地区理事	
平岡 毅	ヒラオカ タケシ	奈良県老人福祉施設協議会副会長	
松本 宗明	マツモト ムネアキ	西奈良中央病院理事長	
松山 武	マツヤマ タケシ	奈良県総合医療センター院長	
森 直樹	モリ ナオキ	奈良市歯科医師会会長	

地域医療構想アドバイザー

氏名	フリガナ	所属・職	備考
今川 敦史	イマガワ アツシ	済生会中和病院 名誉院長	
今村 知明	イマムラ トモアキ	奈良県立医科大学 公衆衛生学講座 教授	欠席
野田 龍也	ノダ タツヤ	奈良県立医科大学 公衆衛生学講座 准教授	

○奈良県奈良構想区域地域医療構想調整会議規則

平成二十八年十月十七日

奈良県規則第二十一号

改正 平成三〇年三月三〇日規則第三三号

奈良県奈良構想区域地域医療構想調整会議規則をここに公布する。

奈良県奈良構想区域地域医療構想調整会議規則

(趣旨)

第一条 この規則は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の十四第一項に規定する協議の場として設置する奈良県奈良構想区域地域医療構想調整会議(以下「調整会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 調整会議は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

一 診療に関し学識経験を有する者

二 前号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

(任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(議長)

第四条 調整会議に議長を置き、委員のうちから知事が指名する。

2 議長は、会務を総理し、調整会議を代表する。

3 議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、議長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 調整会議の会議は、議長が招集する。

2 調整会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 調整会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合においては、議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(部会)

第六条 調整会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員のうちから議長が指名する。

3 議長は、前項の委員のほか、必要に応じて学識経験を有する者を部会の委員に加えることができる。

4 部会に部会長を置き、議長が指名する委員をもって充てる。

5 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

7 調整会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって調整会議の議決とすることができる。

8 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(委員以外の者の出席)

第七条 議長又は部会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第八条 調整会議の庶務は、福祉医療部医療政策局地域医療連携課において処理する。

(平三〇規則三三・一部改正)

(その他)

第九条 この規則に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成三〇年規則第三三号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。